9　罰則

罰則について、所要の規定を設けることとした。（第八四条の二関係）

10　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇児童福祉法等の一部を改正する法律（法律第二九号）（こども家庭庁）

一　児童福祉法の一部改正関係

1　令和七年一〇月一日施行事項

㈠　保育士・保育所支援センターとしての機能を担う体制の整備

(1)　都道府県は、次に掲げる業務を行う拠点としての機能（以下この㈠において「保育士・保育所支援センター」という。）を担う体制を整備しなければならないものとした。（第一八条の二四第一項関係）

イ　保育に関する業務への関心を高めるための広報を行うこと。

ロ　保育に関する業務に従事することを希望する保育士に対し、職業紹介、保育に関する最新の知識及び技能に関する研修の実施その他の保育に関する業務に円滑に従事することができるようにするための支援を行うこと。

ハ　保育所の設置者に対し、保育士が就業を継続することができるような勤労環境を整備するために必要な助言その他の援助を行うこと。

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、保育に関する業務に従事することを希望する保育士の就業及び保育所における保育士の就業の継続を促進するために必要な業務を行うこと。

(2)　指定都市及び中核市は、保育士・保育所支援センターとしての機能を担う体制を整備するよう努めなければならないものとした。（第一八条の二四第二項関係）

(3)　国、地方公共団体、保育士・保育所支援センターとしての機能を担う者その他の関係者は、保育に関する業務に従事することを希望する保育士の就業及び保育所における保育士の就業の継続を促進するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないものとした。（第一八条の二五関係）

㈡　地域限定保育士の資格の創設

(1)　保育士となる資格を有する者に、(3)の地域限定保育士登録を受けた日から起算して三年を経過し、かつ、内閣府令で定める期間以上の期間(3)の業務に従事した者を追加するものとした。（第一八条の六関係）

(2)　都道府県又は指定都市は、保育士の確保のための措置を講じてもなおその区域内において保育士が不足するおそれが特に大きいときは、その旨を証する書類等を添付した当該区域内において専門的知識及び技術をもって児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする保育士以外の者として必要な知識及び技能を有するかどうかを判定するための試験の科目、方法、実施回数等を記載した書面（以下この(2)及び(3)において「試験実施方法書」という。）を作成し、内閣総理大臣に申請した上で、当該試験実施方法書に記載した内容が適当である旨の内閣総理大臣の認定を受けることができるものとした。（第一八条の二六第一項及び第二項関係）

(3)　(2)の認定を受けた地方公共団体（以下この㈡において「認定地方公共団体」という。）の長が当該認定に係る試験実施方法書に定めるところにより実施した試験（以下この㈡において「地域限定保育士試験」という。）に合格した者は、当該認定地方公共団体の長の登録（以下「地域限定保育士登録」という。）を受けることができるものとするとともに、地域限定保育士登録を受けている者は、当該地域限定保育士登録を行った認定地方公共団体の長の管轄する区域内に限り、地域限定保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、業として、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことができるものとした。（第一八条の二八関係）

(4)　認定地方公共団体は、地域限定保育士登録を受けている者が保育士と連携して児童の保育等を適切に行うことができるようにするために必要な研修等の措置を講じなければならないものとした。（第一八条の二九関係）

(5)　内閣総理大臣は、認定地方公共団体に対し、地域限定保育士試験及び(4)の措置の実施の状況に関する事項について報告を求めることができるとともに、これらの適正かつ確実な実施のため必要があると認めるときは、必要な措置を講ずることを求めることができるものとした。（第一八条の三〇第二項及び第三項関係）

(6)　認定地方公共団体の長は、法人であって、地域限定保育士試験の実施に関する事務（以下この(6)において「地域試験事務」という。）を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして当該認定地方公共団体の長が指定するものに当該地域試験事務の全部又は一部を行わせることができるものとし、一般社団法人及び一般財団法人以外の法人について(2)の知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務を行わせようとするときは、内閣総理大臣の同意を得なければならないものとした。（第一八条の三二第一項及び第二項関係）

(7)　認定地方公共団体の長は、地域限定保育士登録を受けている者が拘禁刑以上の刑に処せられた場合等には、その地域限定保育士登録を取り消さなければならないものとし、地域限定保育士の名称の表示に係る義務に違反したとき等は、その地域限定保育士登録を取り消し、又は期間を定めて地域限定保育士の名称の使用の停止を命ずることができるものとした。（第一八条の三四第一項及び第二項関係）

㈢　保育所等の職員等が行った児童への虐待についての通告に関する規定の整備

(1)　被措置児童等虐待の定義に、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、乳児等通園支援事業、母子生活支援施設、保育所、児童館及び認可外保育施設における施設職員等が行う虐待を加え、通告義務の対象とした。（第三三条の一二第一項関係）

(2)　被措置児童等虐待に係る事業、里親、施設及び一時保護の区分ごとに所管行政庁を規定した上で、被措置児童等虐待の通告等を受けた都道府県知事又は市町村長は、当該通告等に係る被措置児童等虐待の防止又は被措置児童等の保護のため必要があると認めるときは、当該通告等に係る事業、里親、施設又は一時保護を行う者に対する指導、助言その他児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置を講ずるものとした。（第三三条の一四第二項及び第三項並びに第三三条の一六の二第二項及び第三項関係）

(3)　所管行政庁及び措置実施都道府県知事は、(2)の通知があった場合等であって、被措置児童等虐待の防止又は被措置児童等の保護のため必要があると認めるときは、速やかに、被措置児童等の状況その他の通告等に係る事実を確認するための措置を講ずるものとするとともに、当該措置を講じた場合において、被措置児童等虐待の防止又は当該被措置児童等と生活を共にする被措置児童等の保護のため必要があると認めるときは、当該被措置児童等に係る事業を行う者、里親、施設の設置者又は一時保護を行う者に対する指導、助言その他児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置を講ずるものとした。（第三三条の一四第二項及び第三項並びに第三三条の一六の二第二項及び第三項関係）